


「都市計画法第34条第11号の規定により県条例で指定する土地の区域 ちょうけんじ 西時津郷長券寺地区」

※「都市計画法第34条第11号の規定により県条例で指定する土地の区域は、図面の赤枠に囲まれた区域となります。」  
 条件として、区域内で建築する場合は、長崎県の条例及び規則に適合していることが必要となります。  
 また、土砂災害特別警戒区域は、建築物の敷地として取り込むことはできません。



凡例

表示(色)	種別
	指定する土地の区域